

飼い主になるということは

「動物の愛護及び管理に関する法律」
第7条には、
ペットの飼い主の責務
として
6つのことが明記されています。

① 健康と安全の保持と 迷惑防止

命ある動物への責任を十分に自覚し、種類や習性に応じて正しく飼うこと、生活環境を悪くしないように、また人に迷惑をかけるないように飼うこと。

② 病気の知識と予防

動物の病気や感染症等の正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うこと。

命を預かる責任

「ペットを飼う」ということはそのペットの命を預かるということです。

快適で安全な環境を 提供する責任

ペットの種類によって習性や行動、必要な環境は異なります。ペットが生涯にわたって快適で安全に暮らせるように環境を整え、最期まで適切に飼いましょう。

命を終えるまで 飼い続ける責任

誰にでも人生の転機は訪れます。自分の生活が変わってもペットを飼い続けられるか、シミュレーションを行い、あらかじめ対策を練りましょう。



老いに向き合う 責任

人にも動物にも寿命があります。ペットも歳を取ると、様々な病気や症状が現れ、介護が必要な場合もあります。介護は長期に及ぶこともあり、家族の協力が欠かせません。個々のペットによって、症状や介護の度合は異なりますので、飼い主は無理せず、悩みを一人で抱え込まずに、獣医師や飼い主仲間などに相談しましょう。

飼わない決断も大切です

「適切な世話ができないから、今は飼わない。」と決断することも『ペットの命を預かる責任』を果たすことになります。



万が一、飼い続けることが難しくなったら

飼い主には、ペットがその命を終えるまで適切に飼う責務があります。しかし、どうしても飼えなくなったときは、新たな飼い主を探すことも、飼い主の責任です。



- できるだけ多くの親類や知人に聞いてみる
- チラシやポスターを作成する
- 新聞やタウン誌等に広告を掲載する
- インターネットを活用して、情報を発信する

全てに責任を持つこと

③ 逸走防止

動物が逃げ出したり迷子にならないように、必要な対策をとること。

④ 終生飼養

動物がその命を終えるまで適切に飼うこと。

⑤ 繁殖制限

飼っている動物が増えすぎて管理できなくなるののないように不妊・去勢手術をすること。

⑥ 身元表示 (所有明示)

自分の飼っている動物だと分かるように、首輪や迷子札、マイクロチップ等をつけること。

社会に対する責任

ペットを大切に思うあまり、周囲への配慮を忘れてはいませんか？

ルールやマナーを守る責任

飼い主もペットも地域社会のルールの中で暮らしている以上、自分勝手な行動は許されません。ペットが嫌われる理由のほとんどは、動物によるものではなく、飼い主のマナーが悪いことが原因です。

人に危害を及ぼさない責任

地域社会の中には、動物が嫌いな人や恐怖心を持っている人、動物に対するアレルギーを持つ人もいます。放し飼いは、ペットの飛び出しによる交通事故や咬みつき事故等、人も動物もケガをする危険があります。



周辺地域を汚したり迷惑をかけない責任

公共の場所に排泄物が放置されているのは誰にとっても不快だけでなく、衛生上も問題があります。また、飼い主が気づいていなくても、鳴き声や毛・羽毛の飛散、排泄物、臭いなどを迷惑に感じている人もいます。日頃から、周囲の人々への配慮が必要です。

自然環境に影響を及ぼさない責任

ペットを放し飼いにすると、野生動物を食べたり、すみかを奪うなどして、生態系等に悪影響を及ぼすことがあります。

飼い主の都合でペットを手放すことになった実例

■ 結婚、出産、離婚など、生活スタイルが変化し世話をする時間がなくなった。



■ 飼い主自身が病気や高齢になり、ペットの世話ができなくなった。



■ 経済的な理由で飼い続けることができなくなった。



その他、「引越し」「家族にアレルギーが出た」「先住のペットと相性が合わない」「思っていたよりも大きくなった」「仕事が忙しくなった」「近所から苦情がきた」「ペットが高齢になった」「ペットが病気になった」などの例があります。

ペットの命に責任を持つのは飼い主の「あなた」であることを絶対に忘れないでください